

# 武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業

## 最新情報便 Vol.1

平成 29 年 6 月 22 日発行

### 総合事業における住所地特例の対応について

総合事業において、住所地特例施設に入所されているケースの利用手続、プラン作成及びサービス利用等の考え方を教えてください。

#### 【基本的な考え方】

総合事業において、住所地特例施設に入所されている2通りのケースについて説明します。

#### <ケース1>

##### 「武蔵村山市民」が「A市の住所地特例施設」に入所している場合

- |           |  |
|-----------|--|
| ①【利用手続】   | 「A市」の市役所や地域包括支援センターで利用手続を行う。                 |
| ②【プラン作成】  | 「A市」の地域包括支援センターがプラン作成を行う。                    |
| ③【サービス利用】 | 「A市」の総合事業サービスを利用する（「みなし事業所」又は「A市の指定事業者」を利用）。 |
| ④【費用負担等】  | 費用は保険者である「武蔵村山市」が負担する。                       |

#### <ケース2>

##### 「A市民」が「武蔵村山市の住所地特例施設」に入所している場合

- |           |  |
|-----------|--|
| ①【利用手続】   | 「武蔵村山市」役所や地域包括支援センターで利用手続を行う。                      |
| ②【プラン作成】  | 「武蔵村山市」の地域包括支援センターがプラン作成を行う。                       |
| ③【サービス利用】 | 「武蔵村山市」の総合事業サービスを利用する（「みなし事業所」又は「武蔵村山市の指定事業者」を利用）。 |
| ④【費用負担等】  | 費用は保険者である「A市」が負担する。                                |

これらのケースの説明は、住所地特例施設に住民票を移していることが前提になります。もしも、住民票を移していない場合は、上記の①②③の説明において「A市」と「武蔵村山市」の関係が全て逆になります。利用者には、速やかに住民票を新住所地へ移すよう説明してください。

御不明な点は、お問い合わせください。